

別表十六(九)

「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）（震災特例法第 18 条の 6 第 1 項（準備金方式による特別償却）の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合又は平成 29 年改正法附則第 67 条第 3 項（法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第 3 号若しくは第 4 号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 平成 28 年改正前の措置法（以下この明細書において「平成 28 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 6 第 6 項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ② 平成 28 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 6 項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ③ 平成 28 年旧措置法第 68 条の 11 第 6 項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ④ 平成 28 年旧措置法第 68 条の 15 の 6 第 6 項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(六)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「28」までの各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
資 産 区 分	「構造・区分・設備の種類 3」及び「細目 4」		特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、記載する必要はありません。
	「事業の用に供した年月 5」	特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、その繰延資産となる費用を支出した年月を記載します。	
「当期積立額 7」		当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額の金額を含めた金額を記載してください。
「当期の特別償却限度額 8」		別表十六(一)から別表十六(三)まで、別表十六(五)及び別表十六(六)の「特別償却限度額」の外書の金額を移記します。	
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 9」		(1) 前期分のこの表の「差引翌期への繰越額 16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この明細書において「適格合併等」といいます。）により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。 (2) その事業年度において「9」に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、その減価償却資産の同欄の金額の基となる措置法第 52 条の 3 第 2 項に規定する満たない金額が生じた事業年度又は同条第 3 項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項																				
	日をいいます。)の属する事業年度の「8」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載します。																					
「積立限度額 10」	「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」から控除して計算します。																					
「初年度特別償却の場合 13」	「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」から控除して計算します。																					
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 15」	当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。																					
「合併等特別償却準備金積立不足額 21」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。																					
「期首特別償却準備金の金額 24」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額 28」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。																					
「均等益金算入による場合 (23) × 84、60又は(耐用年数等 × 12) ²⁵ 」	当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。 (1) 「(23) × $\frac{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}{\text{耐用年数}}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月末満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) 「(23) × $\frac{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}{\text{耐用年数}}$」の分母は、特別償却対象資産の区分に応じ、それぞれ次によります。 ① 減価償却資産の場合 法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。 <table><tr><td>(法定耐用年数)</td><td>(分母の月数)</td></tr><tr><td>イ 2 年</td><td>24</td></tr><tr><td>ロ 3 年</td><td>36</td></tr><tr><td>ハ 4 年</td><td>48</td></tr><tr><td>ニ 5 年、6 年、7 年、8 年又は 9 年</td><td>60</td></tr><tr><td>ホ 10 年以上</td><td>84</td></tr></table> ② 繰延資産の場合 その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数の区分に応じ、それぞれ次によります。 <table><tr><td>(支出の効果の及ぶ期間の月数)</td><td>(分母の月数)</td></tr><tr><td>イ 60 月末満…支出の効果の及ぶ期間の月数</td><td></td></tr><tr><td>ロ 60 月以上 120 月末満</td><td>60</td></tr><tr><td>ハ 120 月以上</td><td>84</td></tr></table> (3) 個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法第 52 条の 3 第 6 項第 3 号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	(法定耐用年数)	(分母の月数)	イ 2 年	24	ロ 3 年	36	ハ 4 年	48	ニ 5 年、6 年、7 年、8 年又は 9 年	60	ホ 10 年以上	84	(支出の効果の及ぶ期間の月数)	(分母の月数)	イ 60 月末満…支出の効果の及ぶ期間の月数		ロ 60 月以上 120 月末満	60	ハ 120 月以上	84	
(法定耐用年数)	(分母の月数)																					
イ 2 年	24																					
ロ 3 年	36																					
ハ 4 年	48																					
ニ 5 年、6 年、7 年、8 年又は 9 年	60																					
ホ 10 年以上	84																					
(支出の効果の及ぶ期間の月数)	(分母の月数)																					
イ 60 月末満…支出の効果の及ぶ期間の月数																						
ロ 60 月以上 120 月末満	60																					
ハ 120 月以上	84																					

4 添付書類

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

5 根拠条文

措置法 52 の 3、平成 28 年改正前の措置法 42 の 6、42 の 12 の 5、68 の 11、68 の 15 の 6、平成 29 年改正法附則 67③、平成 28 年改正法附則 87、91②、108、114②、震災特例法 18 の 6